

感対第 87-2 号
令和 5 (2023) 年 5 月 2 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」
の公布について（周知依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

このことについて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長から内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置することなど標記法律に関する改正の趣旨や概要等が別紙 1 のとおり示されました。

つきましては、貴団体員等に対し、周知してまいりますようお願いいたします。

（別紙 1）「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律」の公布
について（通知）

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

【5月7日までの連絡先】

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター

TEL 0570-666-983

【5月8日以降の連絡先】

新型コロナ総合相談コールセンター

TEL 0570-550-096